広報 訓子府町

くんねっぷ

2019
6
NO.706

特集

屋内外で健康づくりとレジャーの季節到来

町内の公共施設 ご活用ください

広報 くんねっぷ 2019年(令和元年)6月号

わが家のアイドル

北崎　あきのちゃん　大町　2歳2か月

お母さん　雅子さんのお話

名前は、夫と私の父の名前から「あき」という字をもらって、雰囲気が良かったので「の」をつけて、夫婦で決めました。

人形やままごとなど「ごっこ遊び」をすることが好きで、よく遊んでいます。最近は、動物の名前が言えるほどはっきりと話せるようになってきたので、もう少し暖かくなったら、動物園に連れて行ってあげたいです。

これからは、明るく楽しくみんなに好かれるような子に育ってほしいですね。

くんねっぷ ―シリーズ―

再発見

第170回

町内会連絡協議会発足(改称)60年③

野付牛村時代からの「地域自治」、戦後まで数多くの改編

「市街」から「町内会」と自治組織名の変遷とともに市街地区も発展してきました。現在の市街地南側(左)と北側(右)

訓子府の地域・集落自治組織は、野付牛村に属していた時代からありました。野付牛村内で部制がとられ、訓子府は第13「集落」(町史では「部落」と記載)から第17「集落」までありました。その後置戸村に属し、大正9年の分村を経て、昭和16年に訓子府村の字名改正が行われ、市街地区は、市街1区から4区(後に5区)まで分けられ、「町内会」との名称に。戦後さまざまな自治組織制度などの改編があり、昭和33年に現在のような町内会となりました。

町内会連協の規約の附則1項を見ると、施行日は昭和34年7月1日、2項には「訓子府町自治会規則は廃止する」とあり、それまでも連合組織があり活動が継続してきていることを表しています。

今月の交通安全テーマ▶横断歩道ではしっかり確認「みぎ、ひだり」

訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和45年8月1日制定】

あとがき

▶4月下旬からの大型連休はまずまずの天候でした。皆さんは楽しく過ごすことができたでしょうか。

▶6月は、訓子府町では1年で最もさわやかな季節となりますが、気温の変化や近年の異常気象などにより、天候が気にかかります。また、体調管理にもご注意ください。

編集　訓子府町広報企画委員会
発行　訓子府町
印刷　㈱小林印刷

〒099-1498
北海道常呂郡訓子府町東町398番地
TEL 0157-47-2112　FAX 0157-47-2600

訓子府町ホームページ　http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp
メールアドレス　kun@town.kunneppu.hokkaido.jp

屋内外で健康づくりと

レクリエーション公園（建設課☎ 47-2118）

桜やシバザクラ、エゾムラサキツツジなどが来園者の目を楽しませる約 22 haの公園。ちびっ子広場やバーベキューハウス、スポーツ施設もある、レジャー、スポーツの場です。

■開園期間　4 月下旬～ 10 月末

■開園時間　○平日　9 時～ 17 時
○土曜・日曜・祝日　・開園～ 8 月：9 時～ 17 時
・9 月：9 時～ 16 時
・10 月～閉園：9 時～ 15 時

■利用料金　・バーベキューハウス：1 件につき 150 円
・多目的広場：無料

※その他、集会や展示会、興行使用などについては使用面積などにより料金が異なりますので、建設課にお問い合わせください。スポーツ施設の問い合わせは、スポーツセンターへ。

温泉保養センター（☎ 47-3380）

大浴槽のほか、サウナ風呂、水風呂、泡風呂も備えた天然温泉の施設です。平成 30 年度は延べ約 44,000 人が訪れ、オープン以来では延べ 130 万人を超えています。

■開館時間　10 時～ 22 時
（入浴は正午から閉館まで）

■休館日　元日および毎週月曜日
（月曜日が祝日の場合はその翌日）

■利用料　○大人 390 円
○高齢者・障がい者 250 円
○子ども 140 円
○子ども（障がい者）70 円

※大人とは満 12 歳（中学生）以上
※子どもとは満 6 歳以上 12 歳未満（小学生）

お得です!!

温泉とパークゴルフ場のセット券販売中

○料　金　500 円（通常料金＝パークゴルフ場 1 日券 300 円、温泉入浴券 1 回 390 円）

○販売期間
10 月 31 日まで
（温泉保養センター休館日は販売しません）

○販売場所　パークゴルフ場の券売機

○その他　セット券の有効期限は、購入当日限り

レジャーの季節到来

町内の公共施設 ご活用ください

新緑、そして一年で最もさわやかな季節を迎えました。これから各種スポーツやレジャー・レクリエーションが盛んになります。町内には、新しくなったスポーツセンターをはじめ、パークゴルフ場、レクリエーション公園さらに温泉などの公共施設があり、屋内外で汗を流し温泉でくつろぐなど、心身をリフレッシュするために各施設をご利用ください。

スポーツセンター（☎ 47-2195）

新たな機能が加わり、今年 3 月末に完成したばかりの施設です。4 月末までの開館 1 か月で延べ 5,066 人の利用があり、旧施設の平成 29 年度 1 か月平均の 3.8 倍、平成 28 年度の 2.4 倍となっています。

■利用時間　○火曜日～土曜日　9 時～ 21 時 30 分
○日曜・祝日　9 時～ 17 時

■休館日　毎週月曜日（月曜が祝日の場合はその翌日）
12 月 30 日～ 1 月 4 日

■利用料　個人は 1 回につき大人 100 円、高校生以下は無料

※団体利用料金については、お問い合わせください。

温水プール KAPPA（スポーツセンター☎ 47-2195）

平成 30 年度は、町内外から延べ 1 万 5,000 人以上が利用し、開設以来の利用者は、今年中に 70 万人を突破する予定です。

■開設期間　4 月 29 日～ 11 月 10 日

■利用時間　（かっこ内は夏休み期間：7 月 26 日～ 8 月 18 日）
○火曜日～金曜日　13 時～ 20 時 30 分（10 時～ 20 時 30 分）
○土曜日　10 時～ 20 時 30 分（10 時～ 20 時 30 分）
○日曜・祝日　10 時～ 17 時（10 時～ 17 時）
○月曜日（夏休み期間のみ）10 時～ 15 時 30 分

※ウオータースライダーの運行期間・時間は、上記と異なります。

■休館日　毎週月曜日（月曜が祝日の場合はその翌日）、11 月 11 日～ 4 月 28 日、大会開催日

パークゴルフ場（スポーツセンター☎ 47-2195）

町内清住の常呂川河川敷に開設している 6 コース 54 ホールの施設。毎年延べ 1 万人以上が利用しています。駐車場、トイレ、休憩用テントなどがあります。

■開設期間　4 月 29 日～ 11 月 3 日

■利用時間　早朝～日没

■使用料　1 日券 300 円、12 枚つづり回数券 3,000 円、シーズン券 5,000 円

※ボール、クラブの貸し出しあり

令和元年第1回臨時町議会

令和元年第1回臨時町議会が、5月7日に開会されました。町議会議員選挙後、初めての議会で、新しい議会構成が決まりました。また、副町長の選任など5件の議案が原案どおり可決されました。

議長に須河　徹議員
副議長に西山由美子議員を選任

須河　徹議長

西山由美子副議長

□**議会構成**
・議　長　須河　徹議員
・副議長　西山由美子議員
・総務文教常任委員会委員長　工藤　弘喜議員
・産業建設常任委員会委員長　余湖　龍三議員
・議会運営委員会委員長　西森　信夫議員
・議会広報特別委員会委員長　泉　愉美議員
・議会活性化特別委員会委員長　西山由美子議員
・北見地区消防組合議員　余湖　龍三議員　山田日出夫議員
□**監査委員の選任**
・議員選出　河端　芳恵議員

副町長に森谷清和氏

□**副町長の選任**
副町長に森谷清和氏の選任について同意されました。

森谷清和副町長

□**教育委員会委員の任命**
教育委員会委員1名が欠員となっていたことから、新たに柴田友視氏の任命について同意されました。

柴田友視氏

□**条例の改正**
町税条例等の一部を改正する条例が制定されました。

□**財産の取得について**
各小中学校の教育用コンピューターの取得について可決されました。

訓子府町人事

◇町　5月9日付

■**総務課**
▽企画財政課長兼総務課長（企画財政課長）伊田　彰

○退　職　5月8日付
▽森谷清和（総務課長）

町民主体のまちづくりの実現に向けて～③

訓子府町まちづくり町民参加条例では、町民参加の機会として、審議会など、まちづくり意見募集、まちづくりトーク、アンケート調査などを実施することを定めていますが、シリーズ3回目の今回は、新たに設けた2つの方法について、その内容をご紹介します。

1. まちづくり意見募集

Q：「まちづくり意見募集」ってなんだろう？
A：他自治体では「パブリックコメント手続き」とも呼ばれていますが、計画や条例などの原案を公表し、町民の皆さんから意見を募集する方法です。

町では、計画や条例などをつくるときは、他の町民参加の機会を設ける場合を除き、まちづくり意見募集を行います。（特に重要な案件の場合は、他の町民参加の機会に加えて行うこともあります）

STEP1　計画・条例などの案を公表（町ホームページ、役場庁舎などで公表）

STEP2　町民から意見提出（募集期間：原則30日以上、提出方法：郵送、電子メール、FAXまたは持参）

STEP3　意見を考慮（意見を案に反映できないか検討を行ったうえで、計画・条例案などの決定）

STEP4　結果の公表（提出された意見および検討結果を町ホームページ、役場庁舎などで公表）

2. まちづくりトーク

Q：「まちづくりトーク」ってなんだろう？
A：町民の皆さんの意見を直接聴く必要がある場合に、公民館や日ノ出地区ふれあいセンターで開催する意見交換の場です。

町が行っている、または行おうとする事業や施策などについて、広く町民の意見を直接聴く必要がある場合は、町民と町および町民同士が自由に意見交換するために、まちづくりトークを開催します。

開催の方法など

- 開催場所は、公民館および日ノ出地区ふれあいセンターの2か所を原則としますが、特に必要な場合は別会場での開催も可能としています。
- 全体での意見交換のほか、必要な場合はワークショップ方式を併用します。
- 会議は原則公開とします。

開催の公表

開催する場合は、開催日の30日前までに町ホームページ、役場庁舎などでお知らせします。

議事録の公表

開催した場合は、議事録を作成し、町ホームページ、役場庁舎などで公表します。

■問合せ　企画財政課（☎47-2115　役場2階 窓口12番）

公共施設での受動喫煙防止にご協力を

町の公共施設は７月１日から 屋内（一部敷地内）禁煙となります

平成30年７月に健康増進法が改正され、公共施設など多くの人が利用する施設は、一定の場所を除いて喫煙が禁止されます。法律の一部は令和元年７月１日から施行され、令和２年４月１日からは全面施行となります。

本町では、７月１日から町の公共施設について、７ページの表のとおり対応いたします。受動喫煙防止のため、各施設利用において皆さんのご協力をお願いします。

■受動喫煙とは

他人が吸っているたばこの煙を、自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことです。

たばこは、喫煙者が直接吸う煙（主流煙）よりも、漂う煙（副流煙）のほうが有害物質を多く含み、それによる受動喫煙は、肺がんなどの重大な病気を引き起こす危険性が高まるといわれています。

■本町の受動喫煙防止

本町の公共施設では、受動喫煙が他人に与える健康への影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内で受動喫煙にさらされることを望まない方が、そのような状況に置かれることがないようにするため、７月１日からは、すべての施設で屋内禁煙とし、屋外においては、施設により敷地内禁煙か指定の喫煙場所を設置する対応となります。

※「紙巻きたばこ」だけではなく、「加熱式たばこ」も規制の対象です。

■問合せ　総務課庶務係（☎47-2112　役場２階 窓口 10 番）

区分	施設一覧	現行 屋内	現行 屋外	７月１日以降 屋内	７月１日以降 屋外	７月１日以降 指定喫煙所	対応等
第１種施設（敷地内禁煙（屋外喫煙所設置可））	役場庁舎	▲	○	×	×	—	屋内喫煙所廃止、敷地内禁煙
	認定こども園	×	×	×	×	—	現行どおり
	児童センター	×	×	×	×	—	〃
	子育て支援センター	×	×	×	×	—	〃
	給食センター	×	×	×	×	—	〃
	居武士小学校	×	×	×	×	—	〃
	訓子府小学校	×	×	×	×	—	〃
	訓子府中学校	×	×	×	×	—	〃
第２種施設（原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可））	公民館	×	▲	×	▲	設置予定	敷地内喫煙所を設置
	スポーツセンター	×	▲	×	▲	〃	公民館指定喫煙所を指定
	青少年研修館	×	○	×	▲	〃	〃
	温水プール	×	▲	×	▲	〃	〃
	屋外ゲートボール場	／	×	／	×	—	現行どおり
	屋内ゲートボール場	▲	○	×	▲	設置予定	敷地内灰皿設置
	パークゴルフ場	／	▲	／	▲	有	現行どおり
	スキー場	×	▲	×	▲	有	〃
	野球場・ソフトボール場	×	▲	×	▲	有	〃
	くんねっぷ歴史館	×	○	×	○	—	〃
	図書館	×	▲	×	×	—	屋外喫煙所廃止、敷地内禁煙
	農業交流センター	×	▲	×	▲	有	屋外喫煙所２か所を１か所に
	共同利用模範牧場	○	○	×	▲	設置予定	敷地内灰皿設置
	温泉保養センター	×	▲	×	▲	有	現行どおり
	日ノ出ふれあいセンター	×	▲	×	▲	有	〃
	地域集会施設	×	○	×	○	—	〃
	葬斎場	×	▲	×	▲	有	〃
	公園	／	▲	／	▲	有	〃

※×＝禁煙　○＝喫煙可　▲＝喫煙箇所指定または喫煙室設置

緊急速報メールを活用した

受信イメージ

河川氾濫のおそれ

警戒レベル４相当
こちらは国土交通省北海道開発局です
内容＝常呂川の置戸（常呂郡置戸町置戸）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました
行動要請＝防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください
本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります
（国土交通省）

河川氾濫発生

警戒レベル５相当
こちらは国土交通省北海道開発局です
内容＝常呂川の○○地先付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています
行動要請＝防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください
本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります
（国土交通省）

■問合せ　国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部 治水課（☎0152-44-6445）

常呂川の洪水情報の配信を行っています

国土交通省北海道開発局網走開発建設部では、大規模な洪水が常呂川で発生した場合には、浸水する危険性の高い地域の皆さんの携帯電話やスマートフォンに対して洪水情報（流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報）の配信を訓子府町全域で行っています。

■配信内容

○**配信方法**　緊急速報メール（エリアメール）
○**配信エリア**　訓子府町全域
○**配信する情報**
常呂川において河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を越えた）情報および氾濫が発生した情報を配信
○**対象の水位観測所**
常呂川　置戸水位観測所

■留意事項

・携帯電話などの基地局の関係により、配信エリア近郊の方にも届くことがあります
・携帯電話の電源が入っていない場合や圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません
・利用している機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります

緊急速報メールが来たらまずチェック！
国土交通省 川の防災情報
リアルタイム雨量・河川水位の情報を確認できるアプリです
QRコード

第 61 回 水道週間　6 月 1 日㈯～ 7 日㈮

今年のスローガン　「いつものむ　いつもの水に　日々感謝」

「水道週間」は、水道について広く国民の皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959 年（昭和 34 年）に厚生省（現厚生労働省）が制定しました。

おいしい水の条件

水がおいしいと感じる条件の一番は水温で 20℃ 以下といわれており、町の水道水は夏でも 10 ～ 15℃（冬は 10℃ 以下にもなります）で冷たくておいしい水です。

ほかに水には「硬度」があり、ミネラル（カルシウム・マグネシウムなど）が多いと硬水、少ないと軟水となり、軟水の方が癖がなく飲みやすい水といわれています。

おいしい水の条件は 1 リットル中 10 ～ 100 ㎎といわれており、町の水道水は平均で 60 ㎎の軟水です。

水を使って涼しい夏を

「打ち水」を行うことにより、家の周囲の温度を下げることができます。また、濡れた地面を通る風も冷やされて涼しくなります。昔から日本では、訪問客が来る前に玄関先で打ち水をする風習がありました。打ち水には「おもてなし」や「お清め」の意味もあり、見た目にも清涼感があります。

打ち水を行う時間は、気温が上がっていない朝や気温が下がり始める夕方がおすすめです。朝の打ち水は午前中のエアコンの使用頻度を下げ、夕方の打ち水は夜の暑さを和らげます。（打ち水は風呂の残り湯などの二次使用の水が経済的です）

「足水」は洗面器などに水道水を入れて 1 ～ 2 分足を入れるだけで、身体全体の熱感が引いていくのを感じることができます。これを実践している人は少なく、試した人は「驚くほど暑さが和らぐ」と好評です。外から帰ってきて暑過ぎるときは、ぜひ試してみてはどうでしょうか。

地球の水はどこにある？

「水の惑星」といわれる地球ですが、水の約 97.5% は海水などで、淡水は約 2.5% にすぎません。また、淡水のほとんどは南極や北極の氷で、普段使うことができるのは、河川や湖沼の水などわずか 0.01% になっています。

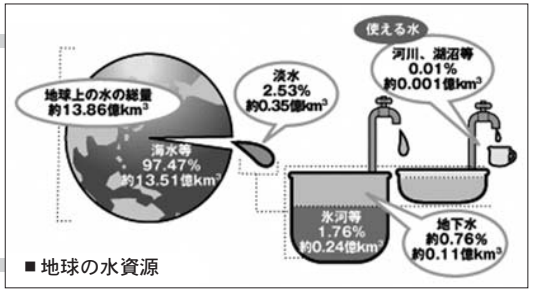

■地球の水資源

＊上下水道料金納入のお願い（水道事業は、水道料金を財源として運営されています）

上下水道料金は、毎月 10 日に納付書を発行し、25 日が納期限となっています。納期限内納付にご協力ください。（納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください）

■問合せ　上下水道課（☎ 47-2118　役場 1 階 窓口 5 番）

国民健康保険税のお知らせ

平成 31 年度から国民健康保険税率および賦課限度額を次のとおり改正しました。

○税率および賦課限度額の改正

条例改正により、国民健康保険税率および課税限度額を次のとおり改正しました。改正内容は、医療分の資産割・平等割・課税限度額、支援分の所得割・資産割・均等割および介護分の所得割・資産割・平等割を改正しました。

	区　分	平成 30 年度		平成 31 年度
医療保険分（対象：75 歳未満の方全員）	所得割	5.6%		5.6%
	資産割	10.0%		**8.0%**
	均等割	29,000 円		29,000 円
	平等割	29,000 円		**26,000 円**
	課税限度額	580,000 円		**610,000 円**
後期高齢者支援金分（対象：75 歳未満の方全員）	所得割	1.4%		**1.7%**
	資産割	20.0%		**12.0%**
	均等割	3,000 円		**4,000 円**
	平等割	3,000 円		3,000 円
	課税限度額	190,000 円		190,000 円
介護納付金分（対象：40 歳以上～ 60 歳未満の方）	所得割	0.7%		**1.0%**
	資産割	4.0%		**2.0%**
	均等割	7,000 円		7,000 円
	平等割	5,000 円		**4,000 円**
	課税限度額	160,000 円		160,000 円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・平等割の 5 割・2 割軽減を拡充しました。

	平成 30 年度まで		平成 31 年度から
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯		所得が次の金額以下の世帯
7 割軽減	所得額合計が 33 万円以下		所得額合計が 33 万円以下【改正なし】
5 割軽減	所得額合計が 33 万円＋ 27 万 5,000 円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）		所得額合計が 33 万円＋ **28 万円**×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）
2 割軽減	所得額合計が 33 万円＋ 50 万円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）		所得額合計が 33 万円＋ **51 万円**×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。（世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります）

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ　町民課町民税係（☎ 47-2193　役場 1 階 窓口 1 番）

医療機関での個別子宮がん検診・乳がん検診を実施

医療機関での子宮がん検診（頸部がん検診・体部がん検診）・乳がん検診を実施します。

受診を希望される方は、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡しします。

○個別子宮がん検診の検査内容・対象者・自己負担額

区　分	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度 20 歳以上となる女性	1,200 円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で不正出血などの症状のある方など	1,000 円
乳がん検診	マンモグラフィ検診（二方向）	今年度 40 ～ 49 歳となる女性	1,300 円
	マンモグラフィ検診（一方向）	今年度 50 歳以上となる女性	1,100 円

※昨年度に乳がん検診（マンモグラフィ検診）を受診された方は、対象外となります。
※平成 28 年度から国の乳がん検診の指針の改正により、マンモグラフィ検診のみとなりました。ただし、一部の医療機関では視触診を実施する場合があります。

○期　間　6 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（年度末は混雑しますので、お早めに受診してください）

■問合せ　福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555　総合福祉センター 窓口 7 番）

児童手当現況届のお願い

現在、中学校 3 年生までの児童を養育されている方は、6 月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかどうかの確認と所得制限に該当する世帯かどうかについての確認を行い、**下表**のとおり支給します。所得制限以上の世帯については、年齢区分に関係なく中学生までの児童 1 人につき一律 5,000 円の支給額となります。

（前年 6 月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は通常の児童手当の支給額となります）

なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても 6 月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢区分など	支給額（月額）
0 ～ 3 歳未満	15,000 円（一律）
3 歳～小学校修了前	10,000 円（一律） （第 3 子以降は 15,000 円）
中学生	10,000 円（一律）
所得制限以上の世帯	5,000 円（一律）

○届出期限　6 月 3 日㈪～ 28 日㈮まで
○対象者　現在、中学校 3 年生までの児童を養育されている方
○持参するもの
- 印鑑
- 対象児童と父母の健康保険証（コピー可）
- 受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります

■問合せ　福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555　総合福祉センター 窓口 7 番）

火災のない楽しいレジャー

行楽シーズンになり、キャンプやバーベキューなど、屋外でレジャーを楽しむ方が増える時期になりました。火災のない楽しいレジャーにするため、次のことに注意しましょう。

■火気を扱う際は
・まわりに燃えやすいものを置かない
・火のそばから離れない
・木炭は完全に消火してから片付ける

■カセットコンロは
・火気のそばで使用しない
・2 台並べて使用しない
・換気の悪いところで使用しない
・ボンベのカバーに少しでも覆いかぶさる鉄板や鍋は使用しない

行楽シーズンの火災予防

旅館・ホテルを利用される方へ

■宿泊室から 2 通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう
■たばこの火は完全に消えたことを確認し、寝タバコは絶対にやめましょう
■非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう
※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。

6 月 8 日に消防演習を実施します

訓子府消防団の消防演習が 6 月 8 日㈯ 14 時から訓子府小学校グラウンドと市街地で行われます。消防団の士気高揚と地域住民防災思想の普及を図るため、ポンプ操法、放水訓練、模擬火災訓練、分列行進などを実施します。

また、訓子府小学校スクールバンドによる演奏、認定こども園わくわく幼年消防クラブ員の放水訓練も実施しますので、皆さんのご観覧をお願いします。

危険物安全週間

6 月 2 日㈰～ 8 日㈯

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制を呼びかけるとともに、皆さんの危険物に対する意識の高揚と啓発を目的としています。

■問合せ　消防署訓子府支署（☎ 47-2419）

消費税の軽減税率制度に関する説明会開催のお知らせ

北見税務署では、すべての事業者の方を対象に消費税の軽減税率制度に関する説明会を次のとおり開催します。

○と　き　6 月 11 日㈫
① 14 時 30 分～ 15 時 30 分
② 16 時～ 17 時

○ところ
農業交流センター会議室（元町 92 番地）

○内　容
①軽減税率制度（対象品目・帳簿および請求書などの記載方法など）の概要
②適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
③軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について

○申込み　事前の申し込みは不要ですが、混雑の状況などにより、参加できない場合があります

○問合せ
・訓子府町商工会（☎ 47-2241）
・北見税務署総務課（☎ 23-7151）

まちのわだい
～カメラスケッチ～

子どもまつり・古本市を同時開催

連休、家族連れなどでにぎわう

子どもまつりと古本市が４月27日に町公民館で開かれ、大勢の家族連れなどでにぎわいました。

子どもまつりでは、スーパーボールすくいやダーツ、輪投げ、皿回しなど各種遊びのコーナーが設けられ、子どもたちは、笑顔で思う存分に楽しんでいました。同時開催した古本市では、約4,000冊が並べられ、子どもから大人まで大勢の方が、さまざまな種類の古本を買い求めていました。

開拓記念日のつどい

先人の労苦に感謝し町の発展誓う

開拓記念日のつどいが５月８日、居武士小学校校庭にある旌頌碑（せいしょうひ）前と中央公園内の開基百年記念碑前で開かれました。

旌頌碑前と開基百年記念碑前で、それぞれ各小学校の児童を代表して松本春人（はると）さん（居小４年）と横山祐汰（ゆうた）さん（訓小６年）が開拓に感謝し、誓いの言葉を述べました。

訓子府町は、明治30年５月８日に高知県の北光社移民団が現在の大谷地区に開拓に入ったことから、先人の労苦に感謝し、新たな発展を願い、毎年この時期につどいを開催しています。

居小クリーン作戦

居武士小学校のクリーン作戦が５月９日に行われました。

この活動は、学校周辺や住宅地などのゴミ拾いをグループに分かれて行い、通学路などの環境美化のために毎年行われています。

児童たちは、道路などに落ちているゴミを一生懸命に拾い、清掃活動を行いました。

訓小児童　元気良く、目的地へ

訓子府小学校の遠足が５月10日に行われました。この日は時々雨が降り、肌寒い天候でしたが、子どもたちは目的地をめざして、元気よく歩いていました。

1、２年生の目的地であるレクリエーション公園では、鬼ごっこなどをして遊んだり、お弁当を食べたりして、楽しい一日を過ごしていました。

春のロードレース

一生懸命がんばりました

春のロードレースが５月18日に開かれ、幼児から大人まで226人が参加しました。

この日は、晴天に恵まれ、参加した子どもたちは、元気いっぱいゴールをめざしました。

わくわく園で防火教室

わくわく園の防火教室が、５月20日に行われ、防火紙芝居や煙の模擬体験で火事や煙の怖さを再確認しました。

また、避難訓練も行われ、園児たちは真剣な様子で取り組んでいました。

姉妹まちからのお便り

高知県津野町

津野町の自然を満喫 大型連休に町内各地の観光地などにぎわう

「平成」から「令和」へと改元になった今年のゴールデンウイーク、前例のないほどの大型連休となり、県内外から津野町の各地にも大勢の観光客や帰省された方が訪れ、美しい自然を満喫していました。

連休早々からかわうそ公園のキャンプサイトにはテントが立ち始め、天気の良い日には場所がなくなるほどで、大型のロッジテントを持ち込んで数日間もキャンプを楽しんでいた家族連れも見られました。

また、道の駅布施ケ坂で買い物をしていただいた方の中には、ツノトゥク（3輪タクシー）での「桂の茶畑周遊コース」を体験された方もおり、ツノトゥクの開放感や整然と手入れされている茶畑の景観を楽しんでいました。

天狗高原も連日の人出で、家族連れの車やバイクツーリングのライダーなどで駐車場も隙間がないほどになり、さわやかな高原を満喫しながら周辺の散策をしたり記念写真を撮ったりしていました。

新緑の芽吹く天狗高原セラピーロードをゆっくりと散歩している方もおり、自然との一体感を楽しみながらリフレッシュをされている姿が印象的でした。

わたしたちの国民年金

お得です！付加保険料

国民年金の定額保険料は、月額16,410円です。定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」で算出されます。

例えば、10年間（120月）付加保険料を納めるともらえる付加年金の額は、年額24,000円（200円×120月）となります。この場合、将来年金を2年間もらうと48,000円となり、支払った保険料と同額となるため、3年目以降はお得になります。

付加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料の納付が必要です。

なお、国民年金基金（上乗せ年金）に加入している方は、付加保険料は納められません。

加入の手続きは、町民課戸籍年金係（☎47-2203）へお問い合わせください。

付加保険料納付額と受取額の例

10年間（120か月）加入した場合（納付額＝400円×120か月＝**48,000円**）		
受取1年目	200円×120か月＝24,000円	48,000円
受取2年目	200円×120か月＝24,000円	
受取3年目〜	200円×120か月＝24,000円〜	↓3年目からお得に
20年間（240か月）加入した場合（納付額＝400円×240か月＝**96,000円**）		
受取1年目	200円×240か月＝48,000円	96,000円
受取2年目	200円×240か月＝48,000円	
受取3年目〜	200円×240か月＝48,000円〜	↓3年目からお得に

保険料納付は便利な口座振替で

今月の顔

人いきいき

子どもの活力生み出す学校づくりを

大友 信也さん（栄町 53歳）

4月1日付で訓子府小学校の校長として着任した大友さん。教員になってから「子どもたちが楽しく通学できる学校にしたい」との自身の考えを持ち、校長として3校目の訓小でも学校運営にまい進しています。

大友さんは、名寄市出身、旭川西高、旭川教育大を経て昭和63年4月からの佐呂間町若佐小学校が教員の振り出しです。

「高校時代に、さまざまな学校の先生が子どもたちと楽しく触れ合い、いつも笑顔の姿を見て、いい職業だな、と思い教員をめざし教育大に進みました」

「若佐小のあと紋別小、網走嘉多山小、置戸境野小と異動し、平成17年に津別活汲小中で教頭、北見市教育委員会指導室主幹から平成26年に滝上濁川小で校長になりました。前任校は紋別潮見小です」

「子どもたちが、楽しく通学でき、休日にも活力を生み出すことができる子どもになるような学校にしたいと考えています。2020年度から学習指導要領が改訂され、授業時数が増えるなど学校運営上さまざまな変化も出てきます。次年度に向けて、子どもたちそして先生たちが生き生きと学校生活などを送ることができる環境整備に努めていきます」

「訓子府町は初めての勤務地です。学校の周辺は樹木や芝生が多く自然がいっぱい。また、歩道が広いなど、子どもがすくすくと育つ環境にとても配慮している町だなという印象です」

「趣味は、サケ釣りと渓流釣り。その時季になったら、休日はあちらこちらに行ってみようと思います。また、家庭菜園も始めようかなとも考えています」

くんねっぷファン

音楽をやりたい、教えたい

岩本 莉奈さん（旭町 25歳）

今月は、訓子府高校の教員、岩本莉奈さんにお話を伺いました。

「札幌で生まれ、神奈川の大学を卒業後、民間企業で約2年間働き、昨年の9月から訓子府高校の教員になりました」

「民間で働いていたころに高校の恩師から声をかけていただき、音楽をやりたい、教えたいと思い、教員になることを決めました。生徒が話しかけてくれたり、『ありがとう』などと言われるとやりがいを感じますね。部活は吹奏楽部を担当しているので、コンクールなどで金賞を獲れるようにがんばりたいです」

「写真を撮ることが趣味で、最近では知床でシカやキツネ、釧路でタンチョウを撮りました。時間ができたら京都に行って本場の抹茶を味わいたいですね」

みんなのひろば

ぼくたち・わたしたちの作品を見て ふれあいギャラリー

訓小1年
横関　和奏（わかな）さん
「わたしのかお」

訓小1年
前田　藍子（あいこ）さん
「わたしのかお」

訓小4年　佐々木　隆乃介（りゅうのすけ）さん

全部の止めが難しかったけれど、全部のはらいと7画目の曲がり、はねが上手に書けました。

訓小4年　井幡　莉香（りこ）さん

くさかんむりが上手に書けましたが、7画目のはねが難しかったです。

訓小4年　武田　朋樹（ともき）さん

7画目のはねが難しかったです。3画目のはらいが上手に書けたと思います。

みんな仲良し 楽しい学校

プロ野球選手になりたい

北山　漣（れん）さん（訓中1年　栄町）

4月から中学生となり、小学校とは違い授業ごとに先生が代わるので、とても新鮮で楽しいです。

学校の授業は数学が得意で、国語が苦手です。中間テストに向けて国語に力を入れていきたいです。

部活動は、野球部に所属しています。小学生のときから野球をやっていて、守備がうまくなるようにがんばって練習をしています。ソフトバンクの松田選手が好きなので、将来はプロ野球選手になりたいです。

表紙から

遠足 たのしいなー！

5月10日に行われた訓子府小学校の遠足の写真です。

この写真をプレゼントしますので、ご希望の方は6月21日㈮までに、役場総務課窓口へお越しください。

短歌 訓子府短歌会

宮中の歌会始めのテレビ見る
　今年限りのみ歌なりせば
　　埼玉県　飯田　政章

軒下の氷割りする鶴嘴（つるはし）よ
　睦月十日の手の平の豆
　　東幸町　中島　玲子

うす紅の最後の一輪咲かぬ百合
　少女のままでも少し居たきか
　　東幸町　吉野　良華

多気志楼（たけしろう）の
　歌碑建つコタンの湯に浸る
　飛来スワンの群に囲まれ
　　大谷　昆野　範雄

救急出動件数　80件
火災出動件数　2件
（4月末日現在）

くらしの伝言板

人の動き ➡ 4,938人（+3）
男 2,356人（＋5）/ 女 2,582人（－2）
世帯数 2,106世帯（＋17）
4月末日現在の住民基本台帳　カッコ内は前月対比

福祉保健課 ☎47-5555　総合福祉センター 窓口7番

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。（介護保険料基準月額は、昨年同様4,850円で変更ありません）

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第1期の納期限は7月1日㈪です。

○**問合せ**　福祉保健課介護保険係

ひとり親家庭等医療費助成 ～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

■**対象となる方**
ひとり親家庭等の18歳未満（学生などは20歳未満）の子どもとその父または母

■**助成内容**
子どもは入院と通院、父または母は入院のみ医療費の自己負担額を助成します。ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください。

①0歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方
医療費の1割（月額限度額　入院57,600円、通院18,000円）

②0歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方
初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）

■**申請に必要なもの**
・ひとり親家庭等であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
・健康保険証
・印鑑
・マイナンバーカードまたは通知カード＋写真付き身分証明など

■**問合せ**　福祉保健課医療給付係

令和元年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。

○**と　き**　6月14日㈮～29日㈯
①月・火・木・金曜日　10時～18時
②水曜日　10時～19時
③土曜日　10時～15時
○**ところ**　図書館研修室
※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。
○**問合せ**　管理課（☎47-2122）

わくわく園の運動会

皆さんのご声援をお願いします。

○**と　き**　6月15日㈯8時30分
※雨天時は、22日に実施
○**ところ**
認定こども園「わくわく園」グラウンド
○**問合せ**
認定こども園「わくわく園」（☎47-2622）

町民課　☎47-2203　税の関係☎47-2193　役場1階 窓口1番

町道民税・国保税の第1期納期限は7月1日

町道民税と国保税の第1期分納期限は、7月1日㈪です。なお、納税通知書は6月10日㈪に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限ります）も納付することができます。

○**と　き**　6月12日㈬・7月10日㈬
17時30分～20時
○**ところ**　町民課窓口

バリアフリー改修住宅の固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅）について、令和2年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度1年分に限り1戸当たり100㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真（改修前後）などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

■**居住者の要件**
○65歳以上の方
○要介護認定または要支援認定を受けた方
○障がいのある方

■**対象となる改修工事**
○次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が50万円を超えるもので床面積が50㎡以上280㎡以下であること
○廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

■**問合せ**　町民課資産税係

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年6月23日から29日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の人権擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

○**と　き**　6月26日㈬
13時～16時
○**ところ**　釧路地方法務局北見支局2階相談室（北見市高砂町14番14号）
○**相談員**
北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員
○**問合せ**
・釧路地方法務局北見支局（☎23-6153）
・町民課住民活動係

空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

○**害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょう**
○**景観を損ねないよう定期的に清掃をしましょう**
○**問合せ**
町民課住民活動係

伝言板 人のうごき

健康だより

●くんねっぷ食のアドバイザー②●

食事バランスガイド

食のアドバイザー養成講座で学習した内容について紹介します。

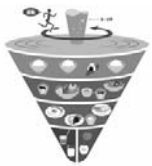

食事バランスガイドとは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を示すツールとして、平成17年に国が策定しました。主食、副菜、主菜、乳製品、果物の5つのグループに分かれており、年齢や性別によって目安量が異なります。食事が偏るとバランスが崩れてしまうという意味合いから、右のようなこまの形で示されています。

例）40代男性の1日の食事量の目安（2200±200㎉の場合）

主　食	副　菜	主　菜	牛乳・乳製品	果　物
ご飯 普通盛り 茶碗 3~4 杯	野菜、いも類、 キノコ類などの おかず小鉢 5~6 杯	肉、魚、卵、 大豆製品などの おかず 3 皿程度	牛乳 200 ㎖または チーズ 1 枚＋ ヨーグルト 1 カップ	みかん 2 個程度

❖食のアドバイザーにインタビュー　～高橋香月さん（東幸町）～

○養成講座を受講して何か変わったことや気付いたことはありますか

自分の食事記録からバランスガイドで示された結果表を見て、何が足りていないのか食事の偏りを発見できたことが良かったです。また、「だし」に関する講演を聞いて、小さな子どもがいることもあり、「だし」を取るようになりました。子どもにはいろいろなものを食べさせる経験が大切だと学んだので、なるべく食卓の品数を増やすようにしています。

すこやかに育ってください

大塚　桜清（おうせ）ちゃん　　実　郷
父‥陽太さん　母‥麻美さん

山田　彩梅（あやめ）ちゃん　　柏　丘
父‥計栄さん　母‥千江さん

※慶弔欄につきまして、本町に住所があって、町外で届け出をされた方で、掲載ご希望の方は、町民課戸籍年金係、または総務課広報広聴係までご連絡ください。

いつまでもお幸せに

林　　和希さん　　弥　生
畑野真由美さん　　札幌市

ごめい福をお祈りします

紺野　民江さん 80歳　柏　丘
山本ヨシ子さん 85歳　東幸町

ご寄付ありがとうございます

▷図書を

渡辺　孝吉さん　　若富町（図書館）

▷香典返しにかえて

藤井己代子さん　　西幸町
紺野　　淳さん　　柏　丘
竹内美智代さん　　東幸町（社会福祉協議会）

※ふるさとおもいやり寄付につきましては、町のホームページにお名前を記載しています。

―4月11日から5月10日受付分まで―

災害で被災された皆様に支援をお願いします

平成31年4月末現在

◇平成28年熊本地震義援金　13万8,580円（2020年3月31日まで）
◇平成30年7月豪雨災害義援金　8万2,200円（2019年6月28日まで）
◇平成30年北海道胆振東部地震災害義援金　18万1,768円（2019年9月30日まで）
町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

町社会福祉協議会（☎47-3536　総合福祉センター内）

くらしの 6月 カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1 ■訓小運動会（8時30分訓小グラウンド） ■居小運動会（9時居小グラウンド）
2	3 ■健康・栄養相談（①10時②13時30分うらら） ■猫写真パネル展（～15日図書館） ■訓小・居小振替休業日	4 ■特設なんでも相談所（13時公民館）	5	6 ■よくばり健康プログラム（10時スポセン） ■1歳6か月児・3歳児健診（12時45分うらら）	7 ■ひだまり「木の遊具で思いっきり遊ぼう!」バス遠足（9時美幌町） ■バス定期販売延長営業日（20時30分まで商工会）	8 ■図書館こどもの日（10時図書館） ■プールで遊ぼう（10時カッパ） ■訓子府消防団消防演習（14時訓小グラウンド）
9 ■くんねっぷ銀河公園まつり（11時くんねっぷ銀河公園）	10 ■健康・栄養相談（①10時②13時30分うらら）	11 ■若がえり学級クラブ活動（10時公民館） ■しゃきっとクラブ（10時公民館）	12 ■夜間町長室開放 ■夜間納税相談・収納窓口開設	13 ■よくばり健康プログラム（10時スポセン）	14 ■居小授業公開日 ■教科書展示（～29日図書館）	15 ■わくわく園運動会（8時30分わくわく園グラウンド） ※雨天時22日
16	17 ■健康・栄養相談（①10時②13時30分うらら）	18 ■こどもの読書セミナー（19時公民館） ■定例町議会（～20日予定）	19 ■特定健康診査・がん検診（6時うらら～21日） ■訓小高学年参観日	20 ■よくばり健康プログラム（10時スポセン）	21 ■ひだまりミニ講座「笑顔でからだのケア」（10時公民館）	22 ■プールで遊ぼう（10時カッパ）
23 30	24 ■健康・栄養相談（①10時②13時30分うらら） ■1歳児健康相談（10時うらら） ■6か月児健康相談（13時うらら）	25 ■若がえり学級バス遠足（10時公民館）	26	27 ■よくばり健康プログラム（10時スポセン） ■ほっとなまちをつくり隊（13時30分公民館）	28	29 ■プールで遊ぼう（10時カッパ）

※行事日程は変更される場合がありますので、ご了承ください

乳幼児の予防接種

訓子府クリニック	月～金曜日	9:00～11:30 14:00～17:00 （火曜午後は16:00～）
	土曜日	9:00～11:30

「ゆめゆめ館」自由来館

○平　日　放課後～16:30
○土曜・長期および振替休業日　10:00～16:30

くんねっぷ歴史館（公民館　☎47-2121）

○開館日　月～金
○休館日　土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）
○時　間　10:00～14:30（12:00～13:00を除く）
※14:30以降（16:00まで）の見学および職員による説明が必要な場合は、公民館までご連絡ください。
○入館料　無　料

使用料などの納期限

6月25日	こども園保育料、児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
7月1日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、町道民税（第1期）、国民健康保険税（第1期）、介護保険料（普通徴収第1期）